飯室　一枝　　大窪　永幸　　岡内　利雄
倉井桃太郎　　黒田　徳英　　山内　清吉
須長　佑子　　堀岡　粋子　　前永　敏夫
丸山　京子

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十二月一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から九月二十日マルタ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月九日御答信があった。

天皇陛下から九月二十日キプロス国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十八日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十一月十四日ベルギー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十四日御答電があった。

天皇陛下から十月十七日タイ国国王陛下へ発せられた御見舞電報に対し、十一月二十五日御答電があった。

官庁発表

官庁事項

駐日大使逝去

在本邦ザンビア共和国特命全権大使ビクシタ・ワムンディラ・レワニカ閣下は十二月五日午前二時千葉西総合病院において逝去された。（外務省）

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局菊池川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 23 年 12 月 12 日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

1　河川の名称　菊池川水系菊池川
2　河川管理施設の名称又は種類　藤井排水樋管
3　河川管理施設の位置　熊本県山鹿市藤井字上河原1364番地先
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　藤井川北第１排水機場管理者　山鹿市長　中嶋　憲正
　住所　熊本県山鹿市山鹿978番地
5　管理の内容　兼用工作物の出水期間（５月～10月）における操作、点検及び整備
6　管理の期間　平成23年11月29日から藤井排水樋管の存続する日まで

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、和歌山労働局の関係労働者を代表する者村上正次の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 23 年 12 月 12 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、和歌山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成23年12月26日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　和歌山労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諮　事　項

工場財団

東京都品川区南大井六丁目26番１号**いすゞ自動車株式会社**の藤沢市土棚字土棚８番地藤沢工場、栃木県下都賀郡大平町大字伯仲字新屋敷2691番地栃木工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年 12 月 12 日

横浜地方法務局湘南支局

大分県臼杵市大字板知屋１番地12**株式会社臼杵造船所**の工場財団に大分県臼杵市大字板知屋字大寺浦１番地12株式会社臼杵造船所臼杵工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年 12 月 12 日

大分地方法務局臼杵支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年12月１日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年 12 月 12 日

大阪法務局長　石井　寛明

記

氏名　近藤　正行
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第947号
事務所の所在地　大阪府堺市堺区新町３番21号
違反行為　補助者立会い

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 23 年 12 月 12 日　　さいたま地方検察庁熊谷支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　さいたま地方検察庁熊谷支部　平成23年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成23年12月12日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成23年１月15日
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　芹澤和之が、被害者方に侵入して窃取した現金106万1000円を埼玉県大里郡寄居町所在の「ファミリーマートながおかや寄居店」に設置された現金自動預払機から、東京都江戸川区西小岩所在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行小岩支店に開設された前記芹澤管理の相葉龍太郎名義の普通預金口座に預け入れて、犯罪収益等取得につき事実を仮装。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
　支給対象犯罪行為は、前記犯罪収益隠匿事案に関連する前記窃盗被害のみ
5　開始決定の時における給付資金の額　金101万530円
6　支給申請期間　平成23年12月12日から同24年１月11日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　さいたま地方裁判所熊谷支部
⑵　裁判年月日　平成23年10月24日